

神奈川県PRキャラクターかながわキンタロウの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県PRキャラクターかながわキンタロウ（以下「かながわキンタロウ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、かながわキンタロウとは、神奈川県（以下「県」という。）が著作権を有している別添「かながわキンタロウキャラクター使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）のデザイン及びこれを展開したものとする。

(利用の申請)

第3条 かながわキンタロウを利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ神奈川県知事（以下「知事」という。）の許諾を得なければならない。

(1) 県が主体となって実施するイベント等で利用する場合。ただし、政策局知事室広報戦略担当部長への事前の連絡を要する。

(2) その他知事が認める場合

2 前項の許諾を得ようとする者は、神奈川県県有財産規則第35条第1項の「著作権等利用許諾申請書」（規則第19号様式）に、かながわキンタロウ利用計画等必要事項記入書（様式第1号）ほか次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

(2) 利用状況がわかる完成見本等

(3) 登記事項証明書（法人のみ）

(4) 住民票（個人のみ）

(5) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、県が保有する著作権等を報道目的により利用する場合の利用許諾実施要領（平成21年2月17日総務部長・県民部長通知）第2条に定める場合にあつては、当該要領に定めるところによるものとする。

(利用の許諾)

第4条 知事は、前条の利用申請があつた場合は、その内容を審査し、当該利用が県の施策や県のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

2 利用許諾を行う場合は、知事は利用方法等について、必要に応じ条件を付すことができる。

3 知事は、利用許諾をした場合は、かながわキンタロウ利用許諾通知書（様式第2号）

を、利用許諾をしない場合は、かながわキンタロウ利用不許諾通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

- 4 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長2年間とする。
- 5 申請者は、利用期間を更新する場合、利用期間満了日の2月前までにあらためて第3条2項の申請をしなければならない。

（利用許諾の制限）

第5条 かながわキンタロウの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、知事は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) かながわキンタロウの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) かながわキンタロウのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ガイドラインに違反するなど、利用が適当でないと認められる場合
- (9) その他知事が適当でないと判断した場合

（許諾料）

第6条 かながわキンタロウの許諾料については、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第7条 第4条の規定により利用許諾を得た者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) ガイドラインを遵守すること。
- (3) 当該利用に係る物件の完成品を県に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (4) 第4条の利用許諾を得た権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) かながわキンタロウを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号（「**神奈川県 かながわキンタロウ#●●●●**」又は「**○kanagawa pref. kanagawakintaro#●●●●**」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

- (6) 可能な限り、かながわキンタロウに併用して「神奈川県 PR キャラクターかながわキンタロウ」と明記し、県の PR に努めること。

(利用状況の調査)

第 8 条 知事は、利用者にかながわキンタロウの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(地位の承継)

第 9 条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(利用許諾内容の変更等)

第 10 条 利用者が利用許諾の内容を変更しようとする場合は、あらかじめかながわキンタロウ利用許諾内容変更申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、知事の許諾を得なければならない。

- 2 知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許諾することができる。
- 3 前項の利用許諾をする場合は、知事は、必要に応じ条件を付すことができる。
- 4 知事は、第 2 項の利用許諾をした場合は、かながわキンタロウ利用変更許諾通知書（様式第 5 号）を、利用許諾をしない場合は、かながわキンタロウ利用変更不許諾通知書（様式第 6 号）を利用者に交付する。
- 5 第 7 条の規定は、本条による利用許諾にも準用する。

(利用許諾の取消し等)

第 11 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用許諾した商品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
 - (2) 利用者が第 4 条及び第 10 条の利用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他かながわキンタロウの利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合は、かながわキンタロウ利用許諾取消通知書（様式第 7 号）を利用者に交付する。
 - 3 利用者は、第 1 項により利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。

(利用の非独占性等)

第 12 条 この要綱による利用許諾は、利用者がかながわキンタロウを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではなく、また、利用者及び利用許諾を受けた商品等に対して、県が推奨を行うものではない。

(経費の負担)

第 13 条 県は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

(損失補償等の責任)

第 14 条 県は、第 4 条及び第 10 条による利用許諾並びに第 11 条による利用許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、かながわキンタロウを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は一切の責任を負わない。
- 3 利用者は、かながわキンタロウの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。
- 4 知事は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第 15 条 知事は、かながわキンタロウの適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消状況について情報を公開することができる。

(事務)

第 16 条 この要綱に関する事務は、政策局知事室が行う。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、かながわキンタロウの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第2号（第4条関係）

かながわキンタロウ利用許諾通知書

〇 〇 第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 〇〇 〇

〇

年 月 日付けで申請のありました「かながわキンタロウ」の利用について、
許諾します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

3 利用内容

4 利用上の遵守事項

- (1) 許諾を受けた商品等の利用に際して、許諾番号（「神奈川県 かながわキンタロウ #」又は「kanagawa pref. kanagawakintaro#」）を、その商品、包装、広告等に明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- (2) 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、神奈川県は一切の責任を負いません。
- (4) 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- (5) 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (6) 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取消しにより利用者に生じた損害について、神奈川県は一切の責任を負いません。
- (7) 「かながわキンタロウ」の適切な利用を図るため、利用の状況、利用した商品の

販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。

(8) 利用に関する要綱は、必要に応じて改正することがあります。

様式第3号（第4条関係）

かながわキンタロウ利用不承諾通知書

〇 〇 第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 〇〇 〇

〇

年 月 日付けで申請のありました「かながわキンタロウ」の利用については、次の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

不承諾の理由

様式第4号（第10条関係）

かながわキンタロウ利用許諾内容変更申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

年 月 日付け〇〇第_____号で許諾を受けた「かながわキンタロウ」の___利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

1 利用期間

（変更前）

年 月 日から

年 月 日まで

（変更後）

年 月 日から

年 月 日まで

2 利用目的

（変更前）

（変更後）

3 利用内容

（変更前）

（変更後）

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の利用許諾通知書の写し
- (3) その他参考になるもの

かながわキンタロウ利用変更許諾通知書

○ ○ 第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 ○○ ○

○

年 月 日付けで変更申請のありました「かながわキンタロウ」の利用について、 変更を許諾します。

1 利用期間

（変更前） 年 月 日から 年 月 日まで

（変更後） 年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

（変更前）

（変更後）

3 利用内容

（変更前）

（変更後）

4 利用上の遵守事項

- （1） 許諾を受けた商品等の利用に際して、許諾番号（「©神奈川県 かながわキンタロウ #●●●●」又は「©kanagawa pref. kanagawakintaro#●●●●」）を、その商品、包装、広告等に明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- （2） 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。

- (3) 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、神奈川県は一切の責任を負いません。
- (4) 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- (5) 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (6) 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取消しにより利用者に生じた損害について、神奈川県は一切の責任を負いません。
- (7) 「かながわキンタロウ」の適切な利用を図るため、利用の状況、利用した商品の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- (8) 利用に関する要綱は、必要に応じて改正することがあります。

様式第6号（第10条関係）

かながわキンタロウ利用変更不承諾通知書

〇 〇 第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 〇〇 〇

〇

年 月 日付けで変更申請のありました「かながわキンタロウ」の利用については、次の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

不承諾の理由

様式第7号（第11条関係）

かながわキンタロウ利用許諾取消通知書

〇 〇 第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 〇〇 〇

〇

年 月 日付け〇〇第_____号で許諾した「かながわキンタロウ」
の利用について、次の理由で許諾を取り消すこととしましたので通知します。

1 取消年月日

年 月 日

2 取消しの理由